

停電情報をLINEで
受け取れます

LINEの「ほくでんネット
ワーク」公式アカウントと友だ
ちになると、あらかじめ設定し
た地域の停電の
情報を受け取る
ことができます。



追加は
こちらから
友だち

また、停電や設備に関するお
問い合わせはチャット(受付時
間 平日9～17時)でも受け付
けていますので、ぜひご活用く
ださい。

■防災危機対策課 Tel28—80
03、北海道電力ネットワーク
滝川ネットワークセンター Tel
0120—060—409

家屋の新築・増築・改築
および取り壊しの
届け出について

固定資産税・都市計画税は毎
年1月1日現在、市内の土地や
建物を所有している方に対して
課税されます。

法務局に登記されていない家
屋を今年中に新築・増築・改築
または取り壊しをしたときは税
務課(市役所3階)4番窓口に届
け出が必要です。

▼家屋を新築・増築・改築した
とき(車庫・物置なども含みます)
翌年度より課税となりますので

で税額を算出するために評価し
ます。

届け出がない場合は、さかの
ぼって課税されることがありま
す。

▼家屋を取り壊したとき(車庫・
物置なども含みます)

翌年度の課税から除くために
現地確認をします。

届け出がない場合は、翌年度
も引き続き課税されることがあ
りますのでご注意ください。
※詳しくはお問い合わせくださ
い。

■国税務課Tel28—8020

小型除雪機を貸与します

小型除雪機を使って市道など
の除排雪作業を行っていただけ
る団体を募集します。

対象団体 町内会などの地域住
民で組織された団体

貸与機械 ハンドガイド式ロー
タリー(31・3馬力級)

実施期間 1シーズン(おおむ
ね12月中旬～令和4年3月中旬)

募集団体 2団体

経費 燃料、消耗品、損害賠償
保険料などの必要経費は借用団
体で負担

申込期限 11月19日(金)

申込方法 窓口でお申し込みく
ださい。

■土木課Tel28—8037

福祉



歳末たすけあい
見舞金の申請

滝川市共同募金委員会が実施
する「歳末たすけあい募金運動」
に寄せられた善意を、歳末たす
けあい見舞金として、高齢者な
どの介護をしている世帯や重度
の心身障がい児がいる世帯、そ
のほかさまざまな事情から経済
的に困りの世帯へ贈呈します。
詳しくは折り込みの「ふれあ
う社会」をご覧ください。

■社会福祉協議会Tel22—239
7

福祉除雪サービスを
ご利用ください

65歳以上の高齢者世帯、重度
身体障がい者世帯で、身体的理
由などにより除雪を行うことが
困難な世帯を対象に除雪を行
います。

事業内容 市道の除雪が入った
日に1回のみ、玄関から道路ま

での避難通路を確保する事業です。
利用料 介護保険料の段階に応
じ、月額1,250円～5,000

円の範囲で4区分となります。
実施期間 12月～令和4年3月
末

申込方法 介護福祉課高齢者福
祉係に備え付けの申込用紙に必
要事項を記入のうえお申し込み
ください。

※自宅から300メートル以内
にお住まいの方は利
用できません。

■介護福祉課Tel28—8028



令和3年度の
ごみ処理手数料・
し尿処理手数料の福祉減額

市では次の方を対象にごみ処
理手数料・し尿処理手数料の福
祉減額を行っています。ただし、
ごみ処理手数料については、今
年度未申請の方に限ります。

減額対象世帯

○生活保護世帯

○70歳以上の単身世帯で令和3
年度の市民税が非課税の世帯

○次の①～④のいずれかに該当
する子を扶養し、母親または父
親の収入のみで生計を維持して
いる「母子及び父子並びに寡婦
福祉法」による母子家庭または

角巾、飲み物

申込期限 11月24日(木)

申込方法 保健センター窓口ま
たは電話でお申し込みください。
■保健センターTel24—5256

その他

美術自然史館・こども科学
館冬期休館のお知らせ

美術自然史館、こども科学館
は資料整理など館内作業のため、
次の日程で休館します。

なお、こども科学館は冬期休
館中も第2・第4土・日曜日は
開館し、「月イチリカ室」もこれ
までどおり開催します。
休館期間 12月1日(水)～令和4
年2月28日(月)

■美術自然史館Tel23—0502

11月9日は「119番の日」
●あなたは正しく119番通報
できますか?

自宅が火事になったり、身内
の人が急に倒れたりしてしま
うと、気が動転し正確に119番
通報ができなくなります。実際
に、自宅の住所が言えず、間違
えて伝えてしまう通報もたくさ
んあります。

いざというときのために「住
所・名前・電話番号・目印とな
る建物」などを書いたメモをご

父子家庭で、令和3年度の市民
税が非課税または均等割のみ課
税の世帯

①満20歳未満の子
②身体障害者手帳1級または2
級の子

③療育手帳A判定の子

④精神障害者保健福祉手帳1級
の子

※市税、し尿処理手数料の完納
が条件となります。

※ごみ処理手数料は、対象とな
る月数分のごみ袋を交付します
が、条件により申請時にお渡し
できない場合があります。詳し
くはお問い合わせください。

■くらし支援課Tel28—8013

健康



マイナバーカードが健康
保険証として利用できるよ
うになります

マイナバーカードを健康保
険証として利用するにはカード
を作成したあと、マイナポタ
ルでの登録が必要です。

登録することで、就職や引越
をしても新しい保険証が発行さ
れる前にマイナバーカードで
医療機関・薬局への受診が可能
になるほか、医療機関での薬の
情報の共有、特定健診情報・薬
剤・医療費情報の確認、確定申

家庭の見やすい場所に貼ってお
きましょう。

なお、火災・災害のお問い合わせ
や当番病院のご案内は、専
用番号を用意していますのでご
活用ください。

○火災・災害問い合わせ

Tel22—2222

○当番病院案内ダイヤル

Tel22—2299

■消防本部通信指令課Tel74—4
824

裁判員候補者へ
通知が送付されます

11月以降に裁判所から令和4
年度の裁判員候補者に対して、
「裁判員候補者名簿への記載の
お知らせ」が送付されます。

この名簿は、選挙権を有する
国民の中からくじで選ばれた方
が登録されるもので、裁判所ご
とに作成されます。滝川市では
63人の方が登録される予定です
が、このお知らせが届いても、
すぐに裁判所にお越しいただく
必要はありません。

今後、具体的な事件ごとに、
名簿の中から裁判員候補者をく
じで選定し、改めて裁判所から
通知が送付されますので、ご協
力をお願いします。

■札幌地方裁判所Tel011—2
90—2373

告の際の医療費控除手続きでの
活用などが可能となる予定です。
ぜひご登録ください。

■登録方法

次の2種類の方法があります。

①市民課マイナバーカード交
付円滑化推進室(市役所1階)13
番窓口で登録

②マイナポータルから登録



▲マイナポータル
はこちらから



※マイナバーカードの保険証
利用開始時期については各医療
機関・薬局によって異なります。
なお、従来の健康保険証もこ
れまでどおり使えます。

■保険医療課(国保)Tel28—80
16、(後期)Tel28—8018、
マイナバーカード交付円滑化
推進室Tel28—8014

よくわかる！

健診結果説明会

健診結果を確認し、歯科・栄
養についてアドバイスするなど
一人ひとりにあった生活習慣改
善のポイントを分かりやすく説